

京都大学安藤忠雄国際奨学金

第4期募集要項

1. 趣旨・目的

本奨学金は、世界的な建築家・安藤忠雄氏による寄附金を活用し、次世代を担う学生を対象に、海外での経験を通じて固定概念を打ち破る力強さ、地球社会の未来を切り開く視野の広さ、失敗を恐れず果敢に挑む行動力を育んでほしいという目的から創設された奨学金制度です。

大学間学生交流協定校への交換留学中に、派遣先大学での学業に邁進するとともに、海外での出会いや体験を通じて、自ら積極的に学び成長する意欲のある学生を支援します。

2. 支援の対象となる留学

本奨学金の第4期募集は、「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項(2026年1月～12月出発分)」一次募集及び二次募集に基づき募集する、留学期間が1学期以上(3学期制の場合は2学期以上)の留学を対象とします。

※部局間学生交流協定に基づく交換留学は、本支援の対象外です。

3. 奨学金支給額

150万円(1回のみ)

*他の留学のための奨学金の総支給額が当奨学金の支給額を超えない場合は、他の留学のための奨学金との併給は可とします。ただし、当奨学金採用後の辞退は認めないため、他の奨学金の併給条件を事前に確認のうえ、申し込みをしてください。

*奨学金は、原則として、渡航前に一括で支給しますが、渡航時期によっては、留学中に支給する可能性があります。留学中に支給する場合は、日本にある銀行口座に振り込み、外国送金はいりません。

4. 採用人数

3名

5. 応募資格及び要件

以下(1)～(4)に掲げる資格・要件を全て満たすこと

- (1) 留学期間が終了するまで本学の正規課程に在籍する者
- (2) 当奨学金の応募時点で、派遣先の協定校が定める語学要件を満たしている者
- (3) 支援の対象となる大学間学生交流協定校への交換留学に加えて、以下3つの取り組みのうち少なくとも1つを留学中に実施することができる者
 - ・海外に飛び出して、多様な人々と出会い交流することで、日本にいただけでは得がたい多様な文化・考え方を直接体験することができる取り組み。
 - ・最先端の学問・研究に触れ、自らの頭で考え、対話し、行動する取り組み。異分野の学びも推奨する。

・留学先大学の学内外における交流活動等への積極的な参加が盛り込まれた取り組み。

※例) 研究室訪問やインタビュー、フィールドワーク、インターンシップ等具体的な取り組みの形式は問いませんが、目的が明確であり、かつ本奨学金の趣旨・目的に沿っている必要があり、単なる観光旅行と見做されるものは認められません。

(4) 本奨学金の採用決定後に、他の奨学金受給等の理由により本奨学金受給を辞退しない者

6. 応募方法と選考プロセス

(1) 書類審査 2025 年 10 月 31 日 (金) 正午 〆切

以下申請フォームに必要項目を入力し、「京都大学安藤忠雄国際奨学金申請書」をアップロードのうえ、提出してください。

申請フォーム：<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nita-mekboe-445a3a014136ee73190c2e7cc84f0953>



申請書は以下 URL よりダウンロードし、提出時は PDF 化し、ファイル名を「氏名_安藤忠雄国際奨学金申請書」としたうえで、上記申請フォームにアップロードください。

URL：<https://fsv.iimc.kyoto-u.ac.jp/public/EPJigIYWV7N0asYWWYMP4uTG6dOehYrsQ2CPcnmMhrf5>

交換留学希望先が複数ある場合は、希望先ごとに提出することができます。(その場合の申請書も 1 つの PDF ファイルに変換したうえで提出してください。) 奨学金申請書を提出しなかった交換留学希望先に留学することが決まった場合(例えば、第 2 希望先での計画が記された奨学金申請書を提出せずに、第 2 希望の大学に決定した場合は、この奨学金に採用されることはありません。

(2) 書類審査結果通知 2025 年 11 月下旬

(3) 面接 2025 年 12 月 16 日 (火)、予備日 12 月 17 日 (水) 両日 18 時以降

(詳細については、書類審査通過者のみに通知。)

(4) 採用者決定・通知 (予定) 2025 年 12 月 23 日 (火)

* 選考の段階を問わず、奨学金の応募を取り下げる場合は直ちに申し出てください。

7. 留意事項

(1) 採用者を対象に、留学前及び留学後に面談を予定しています。(日程は未定。採用者に別途通知。)

(2) 採用決定後には、誓約書を提出いただきます。また、帰国後には活動報告書を帰国後 2 週間以内に提出する必要があります。なお、活動報告書の内容は、採用者の氏名・所属も含めて公開を予定しています。

(3) 学内外からの取材依頼等がある場合は、積極的に協力していただきます。

(4) 採用後に、採用された内容の変更を希望する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

(5) 以下の場合、奨学金の一部又は全額の返還を求める場合があります。

・活動報告書を期限内に提出しない場合

・終了後に提出する活動報告書等において、活動実態に疑義が生じた場合

- ・誓約書に記載した内容に反していることが判明した場合
 - ・募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合
- (6) 「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項（2026 年 1 月～12 月 出発分）」一次募集及び二次募集の申請のために提出した書類および連絡先については、本奨学金の選考および連絡のために使用します。
- (7) 採用決定後に、本人に瑕疵のない理由により渡航を伴う支援の対象となる留学ができない可能性が生じた場合は、すぐに国際教育交流課海外留学掛に相談してください。
- (8) 採否の結果に関する問い合わせにはお答えできません。

8. 問い合わせ先

学務部国際教育交流課 海外留学掛

koryusien@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※原則、問い合わせはメールで受け付けます。